

お申し込み以降のお手続き

1. お申し込み

- 宅地分譲申込書に必要事項を記入し、指宿市土地開発公社(指宿市役所 指宿庁舎 2階財政課内)へお申し込みください。(先着順受付)

2. 土地売買契約の締結

- お申込日から 30 日以内に土地売買契約を締結していただきます。
- 契約書は指宿市土地開発公社が準備します。
- 契約の際に必要な書類等は次のとおりです。
 - ① 印鑑登録している印鑑
 - ② 印鑑登録証明書(1通)
 - ③ 収入印紙(5,000 ~10,000円分) ※ 土地売買契約書用
 - ④ 契約保証金(分譲価格の 10%以上の金額)

3. 土地売買代金のお支払い

- 土地売買契約の締結日から 60 日以内に土地売買代金をお支払いいただきます。お支払いいただく金額は、契約締結の際に納入済みの契約保証金(分譲価格の 10%以上の金額)を差し引いた金額となります。

4. 所有権移転登記の手続き

- 所有権移転登記の法務局への申請は、指宿市土地開発公社が行います。
- 所有権移転登記に必要な書類等は次のとおりです。
 - ① 印鑑登録している印鑑
 - ② ご契約者様の住民票抄本(1通) ※ マイナンバーが記載されていないもの
 - ③ 収入印紙(60,000 円~110,000 円程度) ※ 法務局へ納付する登録免許税用

5. 土地のお引き渡し

- 所有権移転登記手続き完了後に「登記完了証」と「登記識別情報通知(権利証)」をお渡しします。(登記の完了をもって土地のお引き渡しとします。)

ご連絡・お問い合わせ先

指宿市土地開発公社

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地

(指宿市役所 総務部 財政課内)

TEL:0993-22-2111(内線 149) , FAX:0993-24-3826